

図書館が拓く未来の学びと地域社会
(報告書案)

令和8年 月

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議

目次

はじめに	1
1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して	2
(1) 図書館・学校図書館を巡る現状と課題	2
1) 図書館	2
2) 学校図書館	3
3) 地域の読書環境	4
(2) 今後求められる機能と役割	5
1) 図書館～「読む」×「集う」×「学ぶ」＝「新たな地域共創」へ～	5
2) 学校図書館～学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」 を伸ばす居心地の良い学校の「中心」へ～	6
2. 全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策	9
(1) ユニバーサルアクセスの実現に向けて	9
1) ICT・デジタル化への対応	9
2) 読書バリアフリーの推進	10
3) ユニバーサルアクセスの実現に向けた方策	12
(2) 対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進	13
1) 地域におけるニーズの把握と課題解決の重要性	13
2) 都道府県立図書館と市町村立図書館・学校図書館との連携推進 ..	14
3) 他機関等との連携によるサービスの拡充と学びの多様化	15
4) 文字・活字文化を共に支えるために～地域の書店との連携～ ...	15
5) 地域における読書推進人材との連携・協働	16
(3) 図書館・学校図書館を支える人材の充実	17
1) 司書等の人材配置、養成・研修等の見直し	17
2) 今後の図書館・学校図書館を見据えた人材基盤の強化	20
3. 図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し	21
(1) 国において今後求められる対応	21
(2) 地方公共団体において今後求められる対応	21
おわりに	23
参考資料	25

1 はじめに

2

3 図書館¹は、人々の生涯学習の場として、教育と文化の発展のために幅広い活
4 動を通じ、社会の発展に大きく寄与してきた。また、学校図書館²は、児童生徒
5 や教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒
6 の教養を育成する役割を果たしてきた。社会や学校の課題が複雑化・困難化する
7 中、図書館・学校図書館共に、今後より一層積極的にその役割を果たすことが求
8 められている。特に、近年の ICT の急激な発展や、「視覚障害者等の読書環境の
9 整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」
10 という。）の施行に伴い、両図書館に求められる対応は多様化している。

11 学校では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実とともに、探究的な学
12 びの推進が求められている。こうした学びの実現を目指して、GIGA スクール構
13 想に基づき、児童生徒 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な
14 整備が進み、各学校での利活用が図られている。学校図書館が学びの核として教
15 科等で活用されるために、読書センター機能のみならず学習センター機能と情報
16 センター機能の更なる充実を図る必要がある。

17 読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13
18 年法律第 154 号）に基づき、令和 5 年 3 月に第五次基本計画が策定された。この
19 計画では、様々な機関や人々の「連携・協力」、読書活動推進のための「人材育
20 成」と「普及啓発」、「発達段階に応じた取組」、「子どもの読書への関心を高める
21 取組」等を図書館・学校図書館で展開することが期待されている。さらに、地域
22 に根ざした読書環境の醸成に取り組むためには、両図書館が地域の書店、出版社、
23 民間団体等との連携に努めることが求められている³。

24 本有識者会議では、このような両図書館を取り巻く「環境の変化」を踏まえつ
25 つ、今後あらゆる人々に開かれたサービスを提供できるよう、新たな利用者、住
26 民、児童生徒からのニーズへの対応、デジタル社会への対応、多様な人々や子供
27 の学びを支える読書環境の整備・充実、地域の書店も含めた関係機関等との連携、
28 読書推進人材の活躍機会の拡大、人材の育成等について検討を進めてきた。

29 本報告書は、その結果をとりまとめたものである。本報告書により図書館・学
30 校図書館が充実し、多くの人々に利用され、個人のウェルビーイングの向上へと
31 つながり、民主的で持続可能な社会が実現されることを期待するものである。

¹ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条にいう「図書館」を指す。

² 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 2 条にいう「学校図書館」を指す。

³ 「書店活性化プラン」（令和 7 年 6 月 10 日公表、経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省）

32 1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して

33 (1) 図書館・学校図書館を巡る現状と課題

34 1) 図書館

35 図書館は、司書・司書補（以下「司書」という。）による選書を通じて信頼で
36 きる情報を提供するとともに、日本国憲法が保障する「表現の自由」に裏付けら
37 れた「知る権利」に配慮し、図書・雑誌・新聞等の様々な資料を収集・保存して
38 きた。さらに、こうした資料を多様なサービスを通じて全ての人々に提供する活
39 動を行うことにより、あらゆる人々を受け入れてきた。この実践の積み重ねによっ
40 て、図書館は、「地域の知の拠点」となるに至っている。

41 近年、多くの社会教育施設が減少傾向にある中で、図書館の設置は増加傾向を
42 維持し、その数は令和6年度時点で3,400施設⁴である。図書館の設置率は市（特
43 別区を含む。以下同じ。）では100%に近いものの、町・村では低い傾向にあり⁵、
44 身近に図書館サービスを受けられない地域が未だ多い。

45 図書館の利用状況について見てみると、令和5年度間の1施設当たりの利用者
46 数は49,376人⁶であり、社会教育施設の中では博物館に次いで多いものの、コロ
47 ナ禍以前の水準には戻っていない。令和5年度間の国民一人当たりの貸出冊数は
48 4.8冊⁷で、前回調査（令和2年度間）と比較すると増加しているものの、コロナ
49 禍以前の水準には達していない。令和5年度間の学級・講座及び諸集会の実施数
50 は140,837回⁸と、長期的に増加傾向にあり、電子書籍サービス実施図書館数も、
51 令和7年4月現在、591自治体と増加傾向にある⁹。コロナ禍以降の図書館利用の
52 減少については、十分な検討が求められる。

53 また、SNSやスマートフォンの普及、生成AIの活用の進展により、偽・誤情
54 報へ触れる機会も増えており、全ての人々はこれまで以上に注意深く情報を収集
55 する必要がある。偽・誤情報の拡散の問題に対しては、情報を受信するユーザ一
56 側のメディア情報リテラシー¹⁰の向上を図ることが喫緊の課題となっており、図

⁴ 文部科学省「令和6年度社会教育統計中間報告」。公立の図書館同種施設を含む。

⁵ 文部科学省「令和3年度社会教育統計」によると、市区立は99.1%に対し、町立は64.9%、
村立は29.0%であった。

⁶ 文部科学省「令和3年度社会教育統計」。

⁷ 文部科学省「令和3年度社会教育統計」。

⁸ 文部科学省「令和3年度社会教育統計」。

⁹ 電子出版制作・流通協議会電子図書館・コンテンツ教育利用部会「電子図書館（電子書籍サー
ビス）導入図書館」（令和7年10月01日）。

https://aebs.or.jp/Activity/Electronic_library_introduction_record.html

¹⁰ UNESCO「Media and Information Literacy: Policy and Strategy Guidelines」（2013）によ
ると、情報リテラシーとメディアリテラシーを統合した概念であり、ニュースリテラシーやデ
ジタルリテラシーといった他の様々な関連するリテラシーの概念を包含する。

57 書館においても「地域の知の拠点」として、今後、課題解決に向けたメディア情
58 報リテラシー向上に資する支援体制の整備が求められている。

59 図書館職員について見てみると、令和6年度の専任の図書館職員数は10,202
60 人であり、約20年前の平成17年度の15,282人と比べて大幅に減少している一
61 方、非常勤職員は、指定管理者の雇用者を含めて32,787人となっており、平成
62 17年度の13,527人から大きく増加している¹¹。近年、非常勤職員の雇用問題が
63 図書館機能の維持に影響を及ぼしており、人材育成支援を含めた対応が求められ
64 ている。

65 図書館の資料費について見てみると、令和6年度の予算額は286億4,929万
66 円である¹²。平成に入って以降、多少の減少は見られるものの、全体としては大
67 幅に減少しているようには見えない。しかし、図書館数の増加を考慮して1館当
68 たりの予算額を算出すると、平成17年度と比べて82.9%に低下している。また、
69 年間受入図書冊数も、平成17年度の7,086冊から令和6年度には3,942冊へと
70 大幅に減少している。資料費の予算減少は、蔵書を構築する上で大きな障害となっ
71 ている。

72 また、図書館は調査研究に資する目的もあることを踏まえれば、多様な疑問や
73 課題への解決を支援するレファレンスサービス、郷土資料や地方行政資料、新聞
74 等の整理保存、十分な閲覧スペースの確保は今後も引き続き重要である。

75 これらに加えて、公共施設としての図書館の存在意義を考えれば、利用者の多
76 様なニーズに応え、地域住民をはじめとする様々な人々が立ち寄りやすく、居心
77 地良く滞在できる機能を有していることも重要である。このため、多様な閲覧ス
78 ペースや子供・若者が自習できる学習スペースなどの整備、図書館全体の温かい
79 雰囲気づくり、これまで来館がなかった住民の図書館利用を促すための各種イベ
80 ントやサービスの充実などが期待される。また、私立図書館においても、その設
81 置の目的に基づき、広く公益に資するような運営を行うことが望まれる。

82 2) 学校図書館

83 学校図書館法によって必置とされる学校図書館が、「読書センター」としてだ
84 けでなく、「学習センター」、「情報センター」として利活用されるためには、各
85 教科や自発的な学び等の多様なテーマに対応したバランスの良い資料構成と十分
86 な蔵書冊数が必要である。

87 令和元年度末時点で「学校図書館図書標準」(平成5年3月29日付け文部省初
88 等中等教育局長通知)を達成した公立小中学校等の割合は、小学校で71.2%、
89 中学校で61.1%、特別支援学校の小学部で15.5%、中学部で3.6%という調査

¹¹ 文部科学省「令和3年度社会教育統計」。

¹² 日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿 2024』。

90 結果であった¹³。この割合は、上昇傾向にあるものの、策定から30年以上が経過
91 してなお全校の標準達成が遠い状況にあり、図書の整備には未だ課題が残ってい
92 る¹⁴。

93 司書教諭の発令状況は、令和2年5月1日時点で国公私立の小学校全体の
94 69.9%、中学校の63.0%、高等学校の81.5%、特別支援学校の小学部が62.4%、
95 中学部が50.1%、高等部が62.9%という調査結果¹⁵であり、概ね上昇傾向にあ
96 る。なお、学校図書館において12学級以上の学校では司書教諭の発令が義務付
97 けられているが、11学級以下の学校では「当分の間」司書教諭を置かないこと
98 ができることとされている。

99 公立学校における学校司書の配置状況は、小学校で72.0%、中学校で71.4%、
100 高等学校で71.6%であり、こちらも概ね一貫して上昇傾向にある。一方、特別
101 支援学校は小学部・中学部・高等部のいずれも約17%¹⁶という現状である。また、
102 多くの学校司書が非常勤職員であり、複数校を兼務している学校司書も少なく
103 ない。

104 なお、図書整備や新聞配備、学校司書の配置に特に課題がある特別支援学校に
105 ついては、その要因、調査・分析を十分踏まえた対応が必要である。

106 各教科等での学校図書館の利活用については、学習指導要領の総則と国語、社
107 会（地理歴史・公民）、美術、総合的な学習（探究）の時間、特別活動に明記さ
108 れている。

109 開館の状況に関しては、「ほぼ毎日開館している」という調査結果¹⁷となってい
110 るが、実際には「鍵のかかっている時間帯が多い」「放課後などに使いたいのに
111 開いていない」との声もある。また、利用状況に関しては、依然として貸出中心
112 となっており、児童生徒が自由にゆったりと館内で本を探したり読んだり、宿題
113 など自習をしたり、関心のあることや課題について調べたりするといった主体的
114 な利用の仕方は十分になされていないとの指摘がある。

115 なお、地域住民からの学校図書館利用を望む声も挙がっている。

116 3) 地域の読書環境

117 地域住民を取り巻く読書環境の変化として、地域における書店の減少が挙げら

¹³ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」。

¹⁴ なお、「学校図書館図書標準」の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を図ることを目的に、「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、地方財政措置が講じられている。

¹⁵ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」。

¹⁶ 文部科学省「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査結果」

¹⁷ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」によると、公立学校における授業日数のうち開館日数の割合は92.3%であった。

118 れる。令和7年3月時点において10年前と比較した全国の書店数は約28%減少¹⁸
119 し、地方公共団体内に一軒の書店も存在しない「無書店自治体」は27.9%とい
120 う調査結果¹⁹もある。無書店自治体の増加の背景としては、来客数の減少、特に
121 雑誌やコミック等の購読の減少による定期的な書店来訪者の減少、ネット書店と
122 の競合などが指摘されている²⁰。いわゆる「不読率」（1か月に1冊も本を読まな
123 い人の割合）の上昇、あるいは高止まりが指摘される中、偶然本に出合う機会と
124 なる「タッチポイント」が減少することは、読書文化の維持にも影響があると考
125 えられる。

126 （2）今後求められる機能と役割

127 1）図書館～「読む」×「集う」×「学ぶ」＝「新たな地域共創」へ～

128 図書館の役割について、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24
129 年12月19日文科省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）では、
130 貸出サービス、情報サービス、地域の課題に対応したサービス、利用者に対応し
131 たサービス、多様な学習機会の提供、ボランティア活動等の促進がうたわれてい
132 る²¹。こうした「地域の知の拠点」としての活動を充実することは引き続き重要
133 である。

134 今後は、これまでの活動充実に加えて、様々な資料や情報の宝庫である図書館
135 らしい、図書館ならではの「場所」の活用を進めることが求められる。「場所」
136 の強みを生かした活動については、これまでも「望ましい基準」における「多様
137 な学習機会の提供」²²として、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支
138 援するための講座、相談会、資料展示会等の取組が位置づけられている。

139 これらに加えて、子供の学習を支援する取組、不登校の児童生徒の学習を支援
140 する取組、ビジネスパーソンの情報収集等を支援する取組、情報の確認の仕方
141 を含むメディア情報リテラシーに関する取組、コンピュタリテラシー獲得を支援
142 する取組、さらには、サードプレイスとしての取組、多様性を包摂した学び直し
143 を支援する取組、創造的活動を支援する取組などが考えられる。

144 設備の面では、多様な「閲覧スペース」「個人学習スペース」の提供や、協働
145 的な学びのニーズに応える「グループ学習スペース」や「コラーニングスパー

¹⁸日本出版インフラセンター書店マスター管理センター調査
<https://www.jpoksmaster.jp/Default.aspx>（参照：令和7年8月31日）

¹⁹令和6年8月時点。

²⁰経済産業省書店振興プロジェクトチーム「関係者から指摘された書店活性化のための課題」。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/syoten_kadai_set.pdf

²¹「望ましい基準」第二 公立図書館 一 市町村立図書館 3 図書館サービス

²²「望ましい基準」第二 公立図書館 一 市町村立図書館 3 図書館サービス（五）多様な学習機会の提供

146 ス」²³等の充実、創造的な活動を行える「メーカースペース」²⁴やスタジオ等の充
147 実を図ることが考えられる。これらは一例であり、いずれも図書館の状況に応じ
148 て提供することが肝要である。

149 施設づくりにおいては、学校や公民館等の教育施設や市役所・役場・支所等の
150 行政施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、民間商業施設等のほか、駅舎等
151 との複合施設にすることで、利用者目線で人々が集いやすい図書館となる。また、
152 施設一体でのイベント開催などは、相乗効果発揮の観点からも有効と考えられる。
153 このような取組を通じ、公共施設の持続可能性の向上、地域の再生・発展につな
154 がることも期待される。さらに、利用者ニーズを踏まえた開館日や開館時間の設
155 定も重要である。図書館が、こうした立ち寄りやすさ、居心地の良さを備えつつ、
156 「読む」「集う」「学ぶ」という機能を総合的に展開することにより、「読む」こ
157 とが「学び」につながり、「学び」が人を集め、「集う」が新たな挑戦を生むこと
158 となる。その連鎖の先に、新たな活動や価値が生み出され、地域の活力向上と持
159 続可能な地方創生に寄与することが期待される。

160 2) 学校図書館～学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ば 161 す居心地の良い学校の「中心」へ～

162 学校教育における「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」への効果
163 的な対応を一層進めていくためには、学校図書館は読書センターとしての機能の
164 ほか、学習センターと情報センターとしての機能を強化する必要がある。「個別
165 最適な学び」の実現には、豊富で多様な資料と機器、学習スペースを有する学校
166 図書館の果たす役割は大きい。学校図書館は、「探す」「調べる」「読む」「覚える」
167 「話す」「書く」「作る」「相談する」「議論する」「発表する」など、一人の学び
168 においても、他者との協働的な学びにおいても、様々なプロセスで有用な空間で
169 ある。

170 教科等の学びにおいては、テーマの理解を深め、様々な視点を取り入れ考察を
171 行うために、資料や情報の利用は不可欠である。あらゆる教科等において学校図
172 書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い
173 学びを実現することが求められる。また、調べ学習や探究的な学習の実践におけ
174 る多様な資料・情報の利用に関する支援・指導を通じて情報活用能力を育むこと
175 が期待される。

176 さらに、学校図書館には、文学作品にとどまらず、ものづくりや科学技術を含

²³ 複数の人が互いに学び合い、知識やスキルを共有しながら成長することを目的とした共同学習スペースを指す。

²⁴ ものづくりに必要な道具・設備・材料を共有し、利用者が自由に創作・試作・実験を行える共同作業スペースを指す。

177 めた幅広い蔵書や新聞・雑誌があり、これらを実際に手に取ることにより、読書
178 の幅を広げると同時に、児童生徒一人一人の「好き」（興味・関心）を育み、「得
179 意」を伸ばしながら、それらを原動力として学び、全体の動機付けを図っていく
180 機能がある。これらにつながる取組として、「読み聞かせ」や「書評合戦（ビブ
181 リオバトル）」、読んだ本の書名等を記録する取組や読書記録のためのアプリ等が
182 挙げられる。教員はこのような機能にも着目して、学校図書館を積極的に活用す
183 る必要がある。

184 教員は、魅力ある授業づくりのための教材研究や教材準備はもちろん、絶え間
185 ない研鑽と教養の深化のためにも学校図書館は重要な場であり、そこに教員が読
186 む姿、学ぶ姿があることは、児童生徒への好ましい影響も期待できる。授業担当
187 のない時間等において、教員の学校図書館の積極的な活用が求められる。

188 加えて、特別な配慮を必要とする児童生徒のほか、特定分野に特異な才能のある
189 児童生徒、不登校傾向の児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒なども含め、
190 多様な子供を包摂する学びの場、居心地の良い場として、学校図書館は支援機能
191 を発揮することが期待される。

192 このような役割に照らせば、学校図書館は、児童生徒の登校時から下校時まで
193 常時開館し、児童生徒が最大限、読書や学びで自由に利用できるようにすることが
194 必要である。そのためには、普通教室の近くに学校図書館を設けたり、図書館
195 資料の一部を学級文庫等に分散配架する²⁵などの工夫も有効である。加えて、個
196 人及び集団での多様な学習ニーズに対応できるよう、館内や隣接エリアへの個別
197 学習ブースやラーニングコモンズ²⁶の設置も有用であるとともに、学校図書館の
198 中に校内教育支援センターを設置することなども考えられる。

199 常時開館に向けては、館長である校長がリーダーシップを発揮し、すぐにでも
200 一歩前進させることが重要である。人員の配置が必要な場合は、図書館ボランティ
201 ア等の補助的な活用も考えられるが、利用する児童生徒への学習法等の助言や読
202 書相談を含めたレファレンスの重要性を踏まえれば、児童生徒の声も聴きながら、
203 学校設置者及び学校は、司書教諭・学校司書の常時配置に努めるべきである。

204 また、児童生徒が学校図書館に入るきっかけとして、マンガの本の学校図書館
205 への配架は、本に触れ、幅広い読書に馴染む効果も期待できる。

206 学校図書館が学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす
207 学校の「中心」となるべきことが、館長である校長と教職員、児童生徒はもちろ
208 ん、保護者、地域住民などに広く認知され、具体的な実践につながっていくよう
209 取組を積極的に進める必要がある。

²⁵ 事例集、事例1参照。

²⁶ 児童生徒が主体的に学び、協働し、情報を活用できるように設計された、開かれた学習支援スペースを指す。

210

211 図書館・学校図書館は、前述のそれぞれの機能と役割のほか、地域や学校の実
212 情、住民・利用者・児童生徒のニーズに応じて、様々な機能と役割を発揮するこ
213 とが考えられる。このため、各館の最適な在り方を、館長を中心に、主体的に検
214 討することが求められる。

215

216 2. 全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策

217 (1) ユニバーサルアクセスの実現に向けて

218 1. (2) で述べたような図書館・学校図書館の機能と役割は、全ての人に開
219 かれたものとして発揮されなければならない。図書館・学校図書館は、来館者の
220 みならず、来館困難者等のこれまで来館していなかった者も含め、誰もがサービ
221 スを享受できる仕組みを構築する必要がある。このため、本有識者会議では、そ
222 うした誰もがサービスを享受できる状態「ユニバーサルアクセス」の実現に向け
223 た方策について議論を行った。

224 具体的な方策の柱は、電子書籍サービス等を活用した「ICT・デジタル化」と、
225 多様な読者に対応するための「読書バリアフリー」である。

226 1) ICT・デジタル化への対応

227 社会全体で急速に発展するデジタル化の進展は、図書館・学校図書館において
228 も例外ではない。

229 近年注目される電子書籍サービスの導入や資料のデジタル化が図られること等
230 により、図書館のアクセスや時間の制約を受け利用が困難だった者にもサービス
231 の提供が可能となった。

232 例えば、中山間地や島嶼部など図書館設置が困難な地域に暮らす住民にとって
233 も、インターネットを介して電子書籍による読書機会を確保できる可能性が高
234 まってきた。また、電子書籍については貸出・返却業務や督促作業の軽減など、
235 運営面での効率化も期待される。

236 学校図書館においても、一部の地方公共団体では電子書籍サービスの授業利用
237 も始まっているが、電子書籍の導入により、授業内で児童生徒全員が同一資料を
238 閲覧しながら学べる活用方法が生まれるなど、授業改善への貢献が期待されてい
239 る。

240 一方で、電子書籍は紙書籍に比べ高価であり、導入のための費用や維持費用が
241 負担となるため、自治体間で導入格差が生じることや、導入しても契約期間等が
242 あり蔵書として残らないことなどの課題がある。

243

244 今後の方向性～都道府県のリーダーシップによる共創～

245 電子書籍サービスやデジタルアーカイブの導入に際し大きな課題となる費用面
246 に関しては、地域の広域連携等による費用分担が有効な方策の一つと考えられる。

247 例えば、長野県は「デジとしょ信州（市町村と県による協働電子図書館）」²⁷に

²⁷ 事例集、事例2参照。

248 おいて県内全地方公共団体が協働し、コンテンツ費は各市町村の人口規模に応じ
249 て負担し、システム基盤や調整役を県立図書館が担うという役割分担により、共
250 創するプラットフォームを構築している。また、福井県では「デジタルアーカイ
251 ブ福井」²⁸を構築し、県文書館が運営主体となり、地域資料の総合的なデジタル
252 化を目指している。

253 これらの事例は、都道府県によるリーダーシップと関係機関の連携が鍵である
254 ことを示している。なお、都道府県による電子書籍サービス導入に際しては、学
255 校への展開も期待される。

256 電子書籍サービスの資料選定に当たっては、紙書籍との特性の違いを踏まえ、
257 両者のベストミックスを考慮した方針等を策定することが極めて重要である。ま
258 た、利用者が電子書籍を円滑に利用できるようにするためには、電子書籍リーダー
259 等端末の整備・支援、操作支援も求められる。

260 2) 読書バリアフリーの推進

261 視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）に対する
262 読書環境の整備を推進し、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書
263 を通じて文字・活字文化²⁹の恵沢を享受することができる社会の実現に向け、読書
264 バリアフリー法が令和元年6月に施行された³⁰。

265 同法に基づき、文部科学省及び厚生労働省により、「視覚障害者等の読書環境
266 の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」とい
267 う。）が策定され、令和7年度から第二期基本計画が開始している。ここでは、
268 この読書バリアフリー基本計画を踏まえつつも、ユニバーサルデザインの実現を
269 目指し、その対象者を配慮の必要な視覚障害者等に加え、外国人、高齢者、入院

²⁸ 事例集、事例3参照。

²⁹ 文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。

³⁰ その背景として、平成26年の国連における「障害者の権利に関する条約」の批准や、同条約の締結に向けて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）をはじめとする国内法制度の整備が行われたことなどがある。また、平成25年に、世界知的所有権機関（WIPO）による、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」という。）が採択され、平成30年に我が国はマラケシュ条約を批准し、著作権法の一部改正も行われた。その際、衆議院・参議院の両委員会において、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、…（略）…当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。」との附帯決議がなされたことが、その後の読書バリアフリー法制定の動きを加速化した。さらに令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）が公布・施行され、令和6年4月からは、障害者差別解消法の改正法が施行され、それまで努力義務だった民間企業における障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会全体として情報保障への関心が高まりを見せている。

270 患者等へも視野を広げて捉える。

271 読書バリアフリー法で求める、地方公共団体における「視覚障害者等の読書環
272 境の整備の推進に関する計画」を策定している地方公共団体（都道府県、指定都
273 市、中核市）は現在6割弱となっている³¹。また、障害者サービスに関しては、
274 担当職員の配置や研修の実施等において、地方公共団体間での差がある。

275 学校図書館においても同様の課題が見られ、特に特別支援学校においては蔵書
276 の不足が顕著であり、司書教諭・学校司書の配置率の低さが児童生徒への読書支
277 援の不足につながる懸念される。

278

279 今後の方向性～読書バリアフリー資料とサービスの拡充～

280 読書バリアフリー法及び読書バリアフリー基本計画における両図書館の役割や
281 その重要性を再確認し、早急に人員配置等の体制整備を促進する必要がある。こ
282 のため、文部科学省及び都道府県において、優良な取組事例の周知を図ることが
283 重要である。また、文部科学省においては、地方公共団体における計画の策定を
284 促すとともに、関連する基準やガイドライン等の改定を検討する必要がある。

285 視覚障害者等向け資料に関しては、視覚障害者等が利用しやすい書籍等³²の整
286 備・提供体制を強化することが求められる。その際、国立国会図書館の「視覚障
287 害者等用データ送信サービス」³³や、全国の点字図書館等が製作したデータを提
288 供する「サピエ図書館」³⁴を積極的に活用し、利用者への周知と登録支援を行う
289 ことが考えられる。また、資料の製作が可能な図書館においては、これらのサー
290 ビスへの製作データの提供を通じて裾野を広げることが期待される。こうした取
291 組を通じて、視覚障害者等向け資料の提供及び製作を促進することが重要である。

292 また、視覚障害者等の図書館の利用や、視覚障害者等を含めて広く社会に読書
293 バリアフリーの普及・啓発を進めるために、アクセシブルな書籍等について紹介
294 するコーナーの設置を促進することも重要である。近年、アクセシブルな書籍等
295 （点字図書、音声図書、大活字本等）の紹介コーナーを、例えば「りんごの棚」
296 という名称で設置する図書館が増えてきている。

297 学校においては、学校図書館を活用した支援を充実するため、司書教諭・学校
298 司書の配置の重要性について周知する必要がある。特に、読書バリアフリー推進
299 の観点からは、まず司書教諭が中心となり、学級担任や通級による指導の担当者、

³¹ 文部科学省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要」（令和7年2月1日時点）によると、「既に策定済み」が全体の50.4%、「現在策定作業中」が6.2%であった。
<https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/reading-barrier-free/reading-barrier-free-local/>

³² 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第2条第2項及び第3項

³³ 事例集、事例4参照。

³⁴ 事例集、事例5参照。

300 特別支援教育コーディネーター等の教職員と連携することの重要性について、効
301 果的な実践事例を収集し、周知することなどにより、支援体制の整備を図ること
302 が求められる。

303 日本語を母語としない外国人に向けては、多文化共生を担当する部署や団体と
304 の連絡・調整により、地域特性に応じた多言語資料の計画的整備、外国語・やさ
305 しい日本語による利用案内の作成・頒布やコミュニケーション支援ボードの活用
306 等³⁵を推進することが求められる。

307 高齢者に対しては、これまでの大活字本、録音図書、音声読み上げ対応の電子
308 書籍の拡充に加え、可変フォントや高コントラスト表示等のアクセシビリティ機
309 能の周知・支援、外出困難者への宅配・訪問型サービスの拡充が重要である。

310 入院患者に対しては、院内図書室・院内教室との連携による配本や宅配、電話・
311 オンライン相談、感染対策を考慮した電子書籍の提供等を組み合わせ医療ソー
312 シャルワーカー等との協働による利用支援の体制化が考えられる。

313 3) ユニバーサルアクセスの実現に向けた方策

314 電子書籍サービスやデジタルアーカイブは、距離や時間の制約を超えた読書環
315 境の整備や情報保障に資するものであり、読書バリアフリーの取組は、個人の特
316 性に応じた読書推進と情報保障の有効な手段となる。従来の図書館サービスに加
317 え、これらを取り入れることで、「ユニバーサルアクセス」へ近づくことが可能
318 となる。

319 現在、多くの図書館・学校図書館が「ユニバーサルアクセス」の実現に向けた
320 取組³⁶を進めているが、国や地方公共団体において速やかに講ずるべきと考え
321 られる方策例は以下のとおりである。

322

323 速やかに取り組むべき方策例～事例共有とアウトリーチによる支援体制強化～

324 国は、全国の先進事例を体系的に収集し、報告書・ウェブサイト等で公開する
325 とともに、全国の両図書館へ周知する。

326 都道府県においては、研修等を通じて域内の優良事例を共有し、読書支援機器
327 の取扱いやサービスの質の向上を図る。また、域内の読書バリアフリー関連情報
328 を集積し、ウェブサイト等で公表する。さらに、図書館未設置自治体の住民や来
329 館困難者、視覚障害者等を含む多様な利用者が必要な情報に到達できるよう、広
330 域的な支援体制の構築を図る。その具体例として、市町村に対する図書館設置の
331 促進、アウトリーチサービスの導入支援、電子書籍サービスやオンラインサービ

³⁵ 事例集、事例6参照。

³⁶ 事例集、事例7参照。

332 スの活用促進、施設やウェブサイト等のユニバーサルデザイン化に向けた助言・
333 研修等が挙げられる。

334 市町村においては、読書バリアフリー関連の情報を一元化し、ウェブサイト等
335 で公表することで必要な情報の一覧性を高める。また、地域の実情に応じて図書
336 館設置を検討するとともに、来館困難者³⁷に対する移動図書館や宅配サービス等
337 のアウトリーチサービスの充実、電子書籍サービスやオンラインサービスの提供、
338 施設やウェブサイト等のユニバーサルデザイン化³⁸を促進し、多様な利用者が必
339 要な情報にアクセスできる環境整備を図る。

340 また、図書館・学校図書館が取り組む方策としては、視覚障害者等を含む多様
341 な利用者に対して、「2）読書バリアフリーの推進」で述べたことに加え、読書
342 バリアフリー資料の提供、対面朗読の実施、拡大読書器や対面朗読室の設置、聴
343 覚障害者等の利用を支援する機器の設置等³⁹を推進する。これらの取組に関する
344 図書館評価に当たっては、読書バリアフリー資料点数、対面朗読等のサービス実
345 施回数、拡大読書器や対面朗読室等の整備状況、利用者満足度等の評価指標を設
346 定し、公表を促すことなどが考えられる。

347 国、都道府県及び市町村は、これらの方策の実施体制を整備した上で、他の地
348 方公共団体や図書館等と連携・協働することにより、互いの不足を補完し、サー
349 ビスの充実を図る。

350 (2) 対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進

351 これまで述べた方策を講じるためにも、地域における多様な機関や団体との連
352 携・協働が重要である。このため、本有識者会議においては、今後の図書館・学
353 校図書館と連携・協働する機関や団体、並びにその推進のための具体的な方策に
354 ついて議論を行った。

355 1) 地域におけるニーズの把握と課題解決の重要性

356 図書館・学校図書館の利用者のニーズが多様化する一方で、非利用者の潜在的
357 なニーズは一層広範である。そのようなニーズの把握は容易ではないが、利用者
358 や非利用者との対話の機会の設定は、両図書館利用の増加や読書推進の鍵である。
359 また、図書館職員が非利用者の潜在ニーズを予測して、新たなサービスを企画・
360 提案することも必要である。

³⁷ 来館困難者として、高齢者施設、児童養護施設、障害者福祉施設等入所者、入院患者、矯正施設入所者などが挙げられる。

³⁸ 事例集、事例8参照。

³⁹ 聴覚障害者に対しては口話、筆談、コミュニケーション支援ボードによる対応や、字幕・手話付き映像資料の提供が挙げられる。

361

362 **今後の方向性～図書館評価の分析を通じたニーズ把握～**

363 図書館においては「望ましい基準」で、利用者、住民の要望を反映するため、
364 図書館協議会の設置に努めることが求められており、未設置の地方公共団体にお
365 いては、まずはその設置に努めるべきである。

366 両図書館においては、それぞれ望ましい基準、学校図書館ガイドラインで運営
367 状況の評価と公表が求められていることから、その分析を通じてニーズ把握に努
368 めることが重要である。このことに加えて、両図書館において、様々なテーマの
369 イベント・講座・相談会を企画し、集う場を形成することが有効と考えられる⁴⁰。

370 これにより、多様な人々との対話を通じ、日頃、来館しない利用者へ両図書館
371 の機能を周知するとともに、人々が抱える個別の課題を広くとらえることは、地
372 域に共通する課題を抽出し、地方公共団体内の関連する部署や関係機関・団体と
373 の協働を充実することにもつながる。

374 また、個人に対する課題解決支援等は従来から図書館で実施されてきたが、今
375 後、地域住民が地域全体の課題解決に取り組むために、図書館が「ハブ」機関と
376 なって、また、地域の知を循環させるための主体性と機能を強化することが求め
377 られる。そうした役割を円滑かつ効果的に果たすためにも、社会教育主事と連携
378 しながら、図書館が常日頃から様々な関係機関・団体との連携・協働体制を構築
379 しておくことが重要である。

380 **2) 都道府県立図書館と市町村立図書館・学校図書館との連携推進**

381 都道府県立図書館の役割は域内の図書館・学校図書館の発展にとって重要であ
382 る。都道府県立図書館には、域内の図書館と域内の学校図書館を支援していくこ
383 と、及び市町村立図書館による域内の学校図書館支援を適切にサポートする体制
384 を構築することが求められている。

385

386 **今後の方向性～都道府県立図書館による計画的支援～**

387 各都道府県内では、政令指定都市の図書館・学校図書館は比較的体制が整備さ
388 れているものの、市町村立の図書館や学校図書館は予算・人員が限られているこ
389 とも多いことから、都道府県がリーダーシップを発揮し、域内の各館が直面する
390 課題の解決に資する支援を計画的に提供することが重要である。

391 恒常的な支援体制は、大規模災害発生後の迅速なサービス復旧にもつながるた
392 め、都道府県外の図書館・学校図書館とのより広域の連携・協働・ネットワー
393 づくりも有効である。

⁴⁰ 事例集、事例9参照。

394 また、日本語を母語としない外国人向けサービスや読書バリアフリー等の共通
395 課題についても、連携の枠組みを構築し、それぞれの図書館が持つ知見と資源を
396 共有しながら解決を図ることも考えられる。

397 3) 他機関等との連携によるサービスの拡充と学びの多様化

398 地域社会における課題が多様化・複雑化していることを踏まえると、課題解決
399 に際し、図書館間、学校図書館間の連携のみでは不十分な場合があると考えられ
400 る。

401

402 今後の方向性～館種を越えた多様な恒常的連携～

403 図書館は、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書
404 館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関
405 係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携に加えて、地域の
406 書店等の連携を進めることが重要である。

407 読書バリアフリーの観点でも、福祉部局、各学校及び学校図書館、点字図書館
408 等との協働やサピエ図書館の活用等が有効である。

409 これらの多種多様な連携・協働の基盤として、地域の実情や課題の内容により、
410 連絡会・実務者会議の開催を定例化し、日常的な関係性を構築しておくことも考
411 えられる。このことにより、迅速かつ継続的な課題への対応を可能とすることに
412 加え、新たな取組の基盤となることも考えられる。

413 4) 文字・活字文化を共に支えるために～地域の書店との連携～

414 読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、
415 人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである⁴¹。
416 読書の重要性は広く認識されながらも、読書人口の減少と言われて久しい。SNS
417 やスマートフォン等の普及も相まって、不読率の高止まりが指摘される中、主体
418 的・自立的な読書を通じて、情報の真偽を見極める力の基盤である読解力、思考
419 力、判断力を育成することが一層求められている。

420 このため、図書館・学校図書館は、主体的・自立的な読書を継続的に支える環
421 境整備に向け、地域の書店・出版社、著作者等と連携し、地域に根ざした読書環
422 境の醸成に取り組む必要がある。

423 読者が書籍に出合うタッチポイントとしては、両図書館や公民館図書室、児童
424 館図書室のほか、地域の書店が挙げられる。このようなタッチポイントが存在す
425 るためには、出版文化を支える出版社や著作者の役割も不可欠である。しかしな

⁴¹ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

426 ながら、出版不況、書店の廃業等で、全国の地方公共団体にはもとより書店が存在
427 しない地域もあり、本に触れる機会が減少している状況にある⁴²。

428 加えて、図書納入の在り方については、未だ連携が不足しているとの指摘もあり
429 り、複本購入、図書館の新刊貸出による書店の売上への影響を及ぼしているとの
430 声も引き続き存在している。こうした課題の解決に向けた取組が全国的に広がる
431 ことが期待されている⁴³。住民を読書に誘い、読書による豊かな生活を支える役
432 割を担う関係者の共存に向けて、対話と協力の積み上げが不可欠である。

433 これらの現状や課題を踏まえ、今後取り組むことが期待される方策例は、以下
434 のとおりである。

435

436 今後取組が期待される方策例～読書関連事業の協働、関係者間の相互理解～

437 読書環境の醸成に向け、図書館・学校図書館が地域の書店・出版社・著者等と
438 連携し、地域特性を生かした連携事業の展開や、地域の書店からの図書購入、図
439 書館の収集に関する方針の策定を実施する。

440 地方公共団体・教育委員会、図書館・学校図書館、書店、NPO 等が参画する「協
441 議会」を設置し、連携協働モデルを構築・普及する。併せて、読書へのアクセス
442 確保、地域活性化、人材育成を推進する⁴⁴。

443 令和5年度に開催された「書店・図書館等関係者における対話の場」の議論の
444 とりまとめにおいて「書店・図書館等の連携を図るためには、国において一定の
445 ルールを示すのではなく、関係者間の相互理解を積み上げ⁴⁵、協力出来るところ
446 から始めていくことが必要」とされたことを踏まえ、両図書館各館において具体
447 的対応を進める。

448 5) 地域における読書推進人材との連携・協働

449 読み聞かせや対面朗読等のボランティアに加え、近年は絵本専門士や認定絵本
450 士、朗読指導者、JPIC 読書アドバイザー等、読書推進に関する専門人材が養成
451 されている。これらの人材が図書館内外における読書企画等に参画することによ
452 り、多面的な支援が可能となることから、そうした人材の活用を進めることが重
453 要である。他方、その活動地域・年齢構成の偏り、両図書館との連絡調整の基盤
454 不足に起因する人材マッチングの難しさが課題として指摘されている。

455

⁴² 経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省「書店活性化プラン」。

⁴³ 経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省「書店活性化プラン」。

⁴⁴ 事例集、事例 10 参照。

⁴⁵ 事例集、事例 11 参照。

456 **今後の方向性～人材マッチングシステムの確立～**

457 両図書館と読書推進人材をマッチングする仕組み（登録制度、データベース、
458 相談窓口）を確立し、司書等と協力しながら連携・協働を促進する。読書推進人
459 材の知見を活用し、書店・出版社との連携・協働にも波及させる。

460 活動の質担保のため、研修・評価・謝金水準の標準化を将来的に検討する必要
461 がある。

462 **（３）図書館・学校図書館を支える人材の充実**

463 図書館・学校図書館が様々なニーズに応える広範なサービスを行うためには、
464 専門的職員の役割が重要かつ不可欠である。このため、本有識者会議においては、
465 今後の図書館・学校図書館を支える人材の配置の充実、並びに養成及び研修等の
466 改善のための具体的方策について議論を行った。

467 **１）司書等の人材配置、養成・研修等の見直し**

468 これまで述べてきた方策を実現するためには、司書・司書教諭・学校司書等の
469 専門的職員の計画的かつ積極的配置が不可欠である。しかし、司書・学校司書の
470 常勤配置は減少傾向にあり、学校司書の採用資格や雇用条件、勤務形態等には自
471 治体間で大きな格差が見られる。さらに、司書・学校司書における非常勤職員の
472 比率が高まる一方で、デジタル化への対応や読書バリアフリーの取組、地域課題
473 解決に向けた他の行政分野等との連携・協働など、求められる対応は拡大してい
474 る。

475 これらの対応には、広範な知識・技能が必要とされているが、非常勤職員の場合、
476 職務内容や研修機会が限定されることも多い。仮に研修を受講しても、契約
477 上、長期的育成につながりにくいといった課題が図書館現場から指摘されている。

478 司書教諭の配置についても、12 学級以上の学校については9割以上の発令が
479 されている一方、11 学級以下の学校では約3割にとどまっている⁴⁶。

480 こうした課題を解消し、図書館・学校図書館が求められる役割を十分に果たし
481 ていくためには、専門的職員の適切な配置体制の整備や、資質・能力の向上のため
482 の養成・研修の在り方を見直す必要がある。図書館・学校図書館それぞれにお
483 いて、今後現状を見直して取り組むべき方策は、以下のとおりである。

484

485 **図書館**

486 司書の専門性の維持・向上に関しては、採用・任用後の研修による知識・技能
487 の更新に加え、任用前の養成の見直しも求められる。現行の大学等での司書養成

⁴⁶ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」。

488 課程に関する科目並びに司書及び司書補の講習科目（以下「司書科目」という。）
489 は平成 24 年度の改正以降、見直しが行われておらず、各大学は現行科目の範囲
490 で工夫を重ねているが、法定科目の枠組みでは、追加内容を盛り込むことには限
491 界があるとの声もある。

492 このため、採用・任用後に求められる知識・技能（電子情報資源、DX、アクセ
493 シビリティ、デジタルアーカイブ、読書バリアフリー等）は、資格取得段階で体
494 系的に履修できるよう、司書の養成内容を見直す必要がある。

495 また、司書の配置促進に向け、国において基準の設定を含めた、望ましい配置
496 の在り方や司書科目の改定について検討を図ることが望ましい。

497 さらに、採用・任用後の継続研修については、都道府県立図書館、各地域の図
498 書館協会（協議会）等図書館団体、教育委員会（教育センター等）による対面学
499 習やeラーニング等を促進し、非常勤職員の受講機会も確保すべきである。併せ
500 て、実施する研修の内容の現代化も不可欠である。

501 加えて、人材の定着のため、キャリアパス（初任・中堅・専門・管理等）の明
502 確化や、専門職資格の認定制度との接続⁴⁷も含めた人材育成の指針等の作成を検
503 討すべきである。

504

505 学校図書館

506 学校図書館においては、司書教諭の学校図書館に関する業務時間が確保されて
507 いないことにより学校図書館の業務に十分に当たれないことや、学校司書の複数
508 校兼務などにより配置時間が短時間となり、レファレンス相談等も可能な万全な
509 形での常時開館ができないこと等も指摘されている。

510 学校図書館において、館長である校長、司書教諭、学校司書の基本的な役割は
511 以下のとおりであり、これらの役割を改めて再認識しながら、各学校の実情に
512 応じて適切な体制を構築することが不可欠である。

513

514 ・館長である校長

515 学校経営方針の具現化に向け、学校種、規模、児童生徒や地域の特性な
516 ども踏まえた学校図書館全体計画を策定し、教職員と連携して学校図書館
517 の管理・運営を統括する。館長としての自覚とリーダーシップをもって、
518 日常的に学校図書館の図書等の環境や利用の状況を把握し、図書購入費等
519 予算の執行状況も管理しながら、その整備に努める。

520 司書教諭がその職責を十分果たせるよう、最も適任な教員への発令に努
521 め、学校図書館の業務時間の確保と校務分掌上の工夫等を図る⁴⁸。学校評価

⁴⁷ 日本図書館協会認定司書が一例として挙げられる。事例集、事例 12 参照。

⁴⁸ 「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 26 年 7 月 29 日付け文部

522 の中に学校図書館活用の指標を定め、学校図書館活用による授業改善を図
523 る。

524 ・ 司書教諭

525 学校図書館全体計画に基づき、学校図書館を活用した教育活動の企画・
526 実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案を行う。他の教員
527 に対し、授業での学校図書館活用の働きかけ、学校図書館における教育指
528 導法や情報活用能力の育成等についての助言を行う。

529 ・ 学校司書

530 学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務である各校
531 の教育課程に合わせた資料収集・更新や児童生徒への読書相談・学習相談
532 を含めたレファレンスを担い、司書教諭や教員と協働して学校図書館を活
533 用した授業や読書活動その他の教育活動を支援する。

534

535 館長・司書教諭・学校司書は、学校図書館の活用について、研修等を通じて、
536 それぞれの役割に応じた専門性を高め、学校図書館の活用を不断に推進すること
537 が求められる。その上で、近年対応が求められているデジタル化や読書バリアフ
538 リーの推進に向けて、メディア情報リテラシーに関する研修の充実のほか、ICT
539 支援員や福祉部局の担当者との恒常的連携を図ることが重要である。

540 安定的な運営の観点からは、11 学級以下の学校であっても司書教諭を発令す
541 ることや、複数の司書教諭を発令することにより、業務時間の確保を図ることも
542 有効である。

543 学校司書に関しては、専任化を含めた配置を促進し、蔵書構築や図書目録の整
544 備のほか、調べ学習や探究的な学習、読書に関する支援などにおいても専門性を
545 発揮することが望まれる。さらに、学校司書は、専門的職務に従事する立場とし
546 て、例えば、著作権法の理解を深め、授業における電子書籍活用を支援すること
547 なども考えられる。

548 このほか、学校現場において司書教諭や学校司書とは別に、「図書主任」とい
549 う役職を置く事例も見受けられるが、学校図書館の活用に関し、司書教諭の役割
550 を鑑みると、図書主任には司書教諭またはその経験のある教諭を充てることが望
551 ましい。また、司書教諭に指導教諭、主幹教諭を充てることも、学校図書館の整
552 備充実、多くの教科等における学校図書館の利活用を推進する体制として有効で
553 ある。

554 2) 今後の図書館・学校図書館を見据えた人材基盤の強化

555 近年、図書館・学校図書館のDX、電子情報資源、読書バリアフリー等、様々
556 な課題への対応が強く要請されていることを踏まえると、専門的なサービスを実
557 施するために必要な専門的職員の積極的採用・任用も求められる。その際、館長
558 や専門的職員は、各館の実情を踏まえて、社会教育主事と連携しながら地方公共
559 団体の他部署や外部機関と協働するなど、より広い視野を持った対応も念頭に置
560 くことが重要である。

561 また、今後の両図書館を担う人材基盤を強化するためには、司書科目、司書教
562 諭講習科目、学校司書モデルカリキュラムの一体的見直しを検討する必要がある、
563 今後の図書館・学校図書館に求められる機能と役割を見据えた内容を含めること
564 が重要である。

565 図書館においては、新たな地域共創を担う役割を果たしていくために、図書館
566 は「地域の知の拠点」を担う社会教育施設であるという再認識の下で、地域との
567 連携・協働がこれまで以上に重要になることを踏まえれば、司書が地域における
568 ファシリテーターとしての役割を担うことも期待される。このため、司書の研修
569 に地域共創に関わる内容を取り入れたり、司書による社会教育士の称号取得を奨
570 励したり、あるいは、社会教育主事を中心とした社会教育人材ネットワークを活
571 用することも考えられる。司書による社会教育士の称号取得の奨励に当たっては、
572 図書館における社会教育士の役割や活動についての認知度向上を併せて図ること
573 が望まれる。

574

575 3. 図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し

576 (1) 国において今後求められる対応

577 図書館・学校図書館が、前述の機能や役割を適切に果たしていけるよう、国に
578 においては、「望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月29日
579 付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「学校図書館図書標準」の改定、さら
580 には両図書館に関する法令の改正を検討する必要がある。

581 具体的な検討の観点としては、①デジタル化への対応強化、②読書バリアフリー
582 対応の充実、③関係機関等との連携・協働の促進、④人材の配置・育成の充実、
583 ⑤その他、図書館・学校図書館に固有の課題への対応等が挙げられる。

584 さらに、前述のとおり、司書科目、司書教諭講習科目及び学校司書モデルカリ
585 キュラムについては、一体的な見直しを進める必要がある。その検討に当たっ
586 ては、地方公共団体の実情に配慮しつつ、利用者である住民や児童生徒の視点や図
587 書館・学校図書館が今後果たすべき役割を踏まえ、全体としての水準向上が図ら
588 れるよう留意し、カリキュラムの再構成を図ることが重要である。

589 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や探究的な学びの推進につながる
590 よう、図書館及び学校図書館に関する強みや専門性を有する教員の養成を目的と
591 した、関連科目の相互履修・認定等も視野に入れた検討が望まれる。

592 (2) 地方公共団体において今後求められる対応

593 地方公共団体においては、国の動向を踏まえ、図書館・学校図書館の運営に必
594 要な予算確保、司書・学校司書の積極的採用・常勤職員の配置、司書教諭の確実
595 な発令を進めるとともに、研修の在り方を適切なものに見直す必要がある。

596 人材の配置については、アウトリーチやユニバーサルアクセス拡充に伴う業務
597 量を踏まえ、予算の確保や適切な業務管理、ボランティア・専門人材の活用ルー
598 ルの整備を行う必要がある。加えて、館種や校種を越えた人的交流も有効である。

599 研修の内容・方法の充実を図る上では、図書館の評価や業務委託契約に研修の
600 内容・方法に関する事項を盛り込むことで確実に実施されるようにすることや、
601 広域連携による共同研修、経験や職階に応じた研修などを実施することも有効で
602 ある。さらに、図書館には図書館協議会を設置するとともに、外部の視点も入れ
603 た評価の実施を促すことが必要である。

604 また、これまで述べてきたように、ユニバーサルアクセスの実現、地域におけ
605 るニーズの把握、地域における書店等を含む関係機関・団体との連携の枠組みの
606 構築等を進めることが求められる。

607 学校図書館に関しては、各学校において、「学校図書館ガイドライン」に基づ

608 き、外部の視点も入れた評価⁴⁹を定期的実施されるよう促すことが必要である。
609 なお、地域住民や保護者が学校運営に参画する学校運営協議会制度を活用し、学
610 校図書館に関することを学校運営協議会における協議事項とすることなどにより、
611 地域の視点を生かして運営の充実を図ったり、地域や外部機関からの協力を得た
612 りすることが望ましい。

613 このような評価を通じて、「学校図書館図書標準」の達成、学校の実情に即し
614 た蔵書の適切な更新、開館時間の拡充など、利用環境の向上を図ることはもちろ
615 ん、児童生徒目線の評価（読書・学習への関心・意欲・態度、学力の状況等）の
616 観点から、教育活動全般の改善につなげることが重要である⁵⁰。

617

⁴⁹ 「学校図書館ガイドライン」において、「評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。」と述べている。

⁵⁰ その際の評価基準として、全国学校図書館協議会が作成する「学校図書館評価基準」を参考とすることも有益と考えられる。

618 おわりに

619 本報告書は「図書館が拓く未来の学びと地域社会」と題している。ここでの「図
620 書館」には、図書館・学校図書館を合わせ含んでいる。図書館・学校図書館それ
621 ぞれの充実に向けた有識者会議は、これまでに数次にわたって開催されてきた。
622 しかし、図書館と学校図書館を合わせ、図書館関係者・学校図書館関係者・出版
623 関係者・学識経験者が一堂に会して地域社会の中での図書館の在り方として検討
624 が行われたのは今回が初めてである。

625 そこで、「はじめに」以降の本文では、公共図書館を指す「図書館」と「学校
626 図書館」は書き分けた部分が多いものの、共通する社会的役割や図書館ならでは
627 の「強み」と言える機能等については極力、「図書館・学校図書館」とするか、
628 あえて主語を省いている。それによって、共に未来の学びと地域社会を拓く機能
629 を担う場として位置付けている。

630 近年、読書バリアフリーの推進に向けたアクセシビリティの確保、ICTの活用
631 による学習・読書活動の支援、地域の実情に応じた情報提供機能の充実等、図書
632 館・学校図書館の双方において共通して求められる機能の強化が図られていると
633 ころである。こうした状況を踏まえれば、地域の未来、学校（教育）の未来を担
634 うイノベーターとして、国民の期待、とりわけ子供・若者たちの期待が高まって
635 いることは間違いなく、強い追い風が吹いている。

636 本有識者会議では、そのような期待の風を感じながら図書館の今後の可能性を
637 あり得る限り全てテーブルに載せ、未来志向の議論ができたと考えている。また、
638 子供を含む図書館・学校図書館利用者の声を伺う機会も設けることで、多様な声
639 を含み、本報告書へ併せてまとめることができた。御意見をお寄せくださった皆
640 様には、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

641 国・地方公共団体には、本報告書で提案されたことを、できる限り速やかに具
642 体化し、同時にそのような動きを世の中に広く発信広報周知してほしい。もちろ
643 ん本報告書の中には、国などの動きを待つまでもなく、各地域において、図書館
644 自体と学校自体がすぐに実行に移せることも、数多く含まれている。特に、児童
645 生徒にとって、その時間感覚では1年後も遠い先のことである。学校図書館の常
646 時開館などは、来年度からとも言わず、館長である校長のリーダーシップにより
647 明日からでも実行してほしい。

648 そして図書館のカギは人である。人材育成と同時にそのネットワーク化により、
649 対話が一層進むことで、日本各地域社会で未来への学びの展望が共に拓き作られ
650 ていくことを望みたい。そのためにも、図書館・学校図書館に関係する者一人一
651 人が、本報告書の提言内容を自分事として捉え、関係する図書館・学校図書館の
652 改善・充実策を主体的に考え、小さいことからでもすぐに取り組む。その積み上
653 げが、結果として、大きな制度改革や充実策につながることは往々にしてある。

654 本報告書を契機に、全てのステークホルダーが一丸となって大きな帆を張り、
655 期待の追い風を存分に背に受け止めることで、図書館・学校図書館の充実に向け
656 て力強く前進していくことを願ってやまない。

參考資料

令和6年10月1日
総合教育政策局長決定

1. 設置の趣旨

図書館・学校図書館は、学習活動の振興や文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展や学校教育の充実に大きく寄与してきた。人口減少・少子化の深刻化、デジタル化、グローバル化の進展等により将来の予測が困難な時代とされ、学校・社会の課題が複雑化・困難化する中、図書館・学校図書館は、今後より一層積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、今日の図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けた検討を行う「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 学校・家庭・地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実について
- (2) 読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等について
- (3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応について
- (4) その他、図書館・学校図書館の運営の充実について

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員により、「2. 検討事項」に掲げる事項等について検討を行う。
- (2) 有識者会議には座長及び副座長を置く。座長は局長が指名し、副座長は座長が指名する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長が有識者会議に出席できない場合は、副座長がその職務を代理する。
- (4) 必要に応じ、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。
- (5) 有識者会議は原則として公開とする。ただし、有識者会議において非公開とすることが適当であると認めるときは、議事の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (6) 有識者会議において配付した資料は、原則として公表する。ただし、有識者会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、座長が有識者会議に諮った上で、当該資料を非公表とすることができる。

4. 実施期間

令和6年10月1日～令和8年3月31日

5. その他

- (1) 有識者会議の設置及び運営にあたっての庶務は、総合教育政策局地域学習推進課において行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議委員名簿

(敬称略、五十音順、令和7年7月1日現在)

秋田 喜代美	学習院大学文学部 教授
池内 淳	筑波大学図書館情報メディア系 准教授
伊佐治 裕子	松本市 副市長
伊藤 雄一	練馬区立谷原小学校 校長、 全国連合小学校長会 前環境整備等委員長
植村 八潮	専修大学文学部 教授
緒方 直彦	東京都立あきる野学園 統括校長、 全国特別支援学校校長会 会長
紀之定 美知代	熊取町立熊取北中学校 司書教諭
小林 隆志	鳥取県立図書館 課長補佐
汐見 夏衛	作家
設楽 敬一	公益社団法人全国学校図書館協議会 顧問
曾木 聡子	公益社団法人日本図書館協会 専務理事
田井 俊行	目黒区立目黒西中学校 校長、全日本中学校長会 総務副部長
高橋 健二	静岡県立中央図書館 館長、全国公共図書館協議会 理事
土屋 文代	杉並区立高井戸第三小学校 学校司書
手塚 美希	紫波町図書館 主任司書
中村 慎也	一般社団法人全国高等学校PTA連合会 副会長
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教育学科 教授
野口 武悟	専修大学文学部 教授
花田 忠雄	神奈川県教育委員会 教育長
林 達也	東京都立八王子拓真高等学校 統括校長、全国高等学校長協会
堀川 照代	放送大学 客員教授
松木 修一	一般財団法人出版文化産業振興財団 専務理事
松本 直樹	慶応義塾大学文学部人文社会学科 教授

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議 途中の経過

- 第1回 令和6年12月17日(火)
- 本会議の設置について
 - 図書館・学校図書館の運営の充実方策について
 - ・放送大学客員教授 堀川 照代 氏
 - 意見交換等
- 第2回 令和7年1月23日(木)
- デジタル社会に対応した図書館・学校図書館の運営充実の在り方について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・専修大学文学部教授 植村 八潮 氏
 - ・筑波大学図書館情報メディア系准教授 池内 淳 氏
 - ・杉並区立高井戸第三小学校学校司書 土屋 文代 氏
 - 意見交換等
- 第3回 令和7年3月11日(火)
- 多様な人々のための読書環境の整備について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・専修大学文学部 教授 野口 武悟 氏
 - ・東京都立あきる野学園統括校長、全国特別支援学校校長会会長 緒方 直彦 氏
 - 意見交換等
- 第4回 令和7年5月22日(火)
- これまでの主な意見のまとめについて
 - 読書推進人材の活躍機会の拡大について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・国立青少年教育振興機構理事 伊藤 賢 氏
 - ・一般財団法人出版文化産業振興財団専務理事 松木 修一 氏
 - 意見交換等
- 第5回 令和7年7月17日(木)
- 図書館・学校図書館と関係機関等との連携・協働の促進等のあり方について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・慶應義塾大学文学部人文社会学科教授 松本 直樹 氏
 - ・紫波町図書主任司書 手塚 美希 氏
 - ・鳥取県立図書館課長補佐 小林 隆志 氏
 - 意見交換等

- 第6回 令和7年9月2日（火）
- これからの子どもの学びを支える読書環境の充実について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・ 上智大学総合人間科学部教育学科教授 奈須 正裕 氏
 - ・ 熊取町立熊取北中学校司書教諭 紀之定 美知代 氏
 - ・ 静岡県立中央図書館館長、全国公共図書館協議会理事 高橋 健二 氏
 - 意見交換等
- 第7回 令和7年10月7日（火）
- 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・ 公益社団法人日本図書館協会専務理事 曾木 聡子 氏
 - ・ 公益社団法人全国学校図書館協議会顧問 設楽 敬一 氏
 - 「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書骨子案について
 - 意見交換等
- 第8回 令和7年11月14日（金）
- 「図書館が 拓く未来の学びと地域社会 ～これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて～」 （報告書骨子案）について
 - 意見交換等
- 第9回 令和7年12月18日（木）
- 「図書館が拓く未来の学びと地域社会」 （報告書案）について
 - 意見交換等
- 第10回 令和8年2月25日（水）
- 「図書館が拓く未来の学びと地域社会」 （報告書案）について
 - 質疑応答等